



鳥取県公報

令和8年3月31日（火）
号外第29号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 企業局管理規程	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（1）（経営企画課）・・・2
◇ 病院局管理規程	鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（2）（総務課）・・・3 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（3）（〃）・・・8 鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程（4）（〃）・・・11
◇ 議会告示	鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程の一部改正（1）（議事・法務政策課）・・・12 鳥取県議会個人情報保護条例施行規程の一部改正（2）（〃）・・・14

企業局管理規程

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第1号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第13条の3 略</p> <p>2 条例第7条の2第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が事務所を異にする異動若しくは事務所の移転又は新たに条例の適用を受けることとなったこと（以下この項において「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、特地勤務手当に準ずる手当の月額は、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じて、右欄に掲げる支給割合により支給する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3 略</p> <p>(高齢者部分休業)</p> <p>第16条の4 条例第17条第2項第3号の企業管理規程で定める休業は、<u>50歳</u>以上の職員が、その定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが公務の運営に支障がないと認められる場合における休業とする。</p>	略	<p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第13条の3 略</p> <p>2 条例第7条の2第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が事務所を異にする異動又は事務所の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、特地勤務手当に準ずる手当の月額は、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じて、右欄に掲げる支給割合により支給する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3 略</p> <p>(高齢者部分休業)</p> <p>第16条の4 条例第17条第2項第3号の企業管理規程で定める休業は、<u>55歳</u>以上の職員が、その定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが公務の運営に支障がないと認められる場合における休業とする。</p>	略
略			
略			

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第16条の4の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局組織規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局組織規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(病院の内部組織の設置)				(病院の内部組織の設置)			
第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。				第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。			
鳥 取 県 立 中 央 病 院	医 療 局	内 科	化学療法室	医 療 局	内 科	内視鏡室	化学療法室
		略			略		
		災 害 科	災害対策室		災 害 科	災害対策室	
		略			健診室		
	略		略				
	手 術 セ ン タ ー		手 術 セ ン タ ー				
	ロ ボ ッ ト 手 術 セ ン タ ー						
	略		略				
	が ん セ ン タ ー		が ん セ ン タ ー				
	内 視 鏡 セ ン タ ー						
健 診 セ ン タ ー							
シ ミ ュ レ ー シ ョ ン セ ン タ ー							
略				略			

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	診療科	<ol style="list-style-type: none"> 1 診療及び分べんに関する事 2 診療室の管理に関する事 3 医学研究及び医師の臨床研修に関する事 4 院内の疾病感染予防に関する事 5 医療に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関する事 6 その他医療に必要な事項に関する事
	略	
略		
手術センター（鳥取県立中央病院）		<ol style="list-style-type: none"> 1 手術（手術支援ロボットを用いた手術（以下「ロボット手術」という。）を除く。）に関する事 2 手術センターの管理に関する事 3 その他手術（ロボット手術を除く。）に必要な事項に関する事
手術センター（鳥取県立厚生病院）		<ol style="list-style-type: none"> 1 手術に関する事 2 手術センターの管理に関する事 3 その他手術に必要な事項に関する事

(病院の所掌事務)

第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。

医療局	診療科	<ol style="list-style-type: none"> 1 診療及び分べんに関する事 2 診療室の管理に関する事 3 医学研究及び医師の臨床研修に関する事 4 院内の疾病感染予防に関する事 5 医療に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関する事 6 その他医療に必要な事項に関する事
	健診室	<ol style="list-style-type: none"> 1 人間ドック等総合健診に関する事 2 健康相談及び健康教育に関する事 3 健診室の管理に関する事 4 その他総合健診に必要な事項に関する事
略		
略		
手術センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 手術に関する事 2 手術センターの管理に関する事 3 その他手術に必要な事項に関する事

ロボット手術センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 ロボット手術に関すること。 2 ロボット手術センターの管理に関すること。 3 その他ロボット手術に必要な事項に関すること。 				
略					
がんセンター (鳥取県立厚生病院)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外来化学療法室</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 外来化学療法に関すること。 2 外来化学療法室の管理に関すること。 </td> </tr> </table>	略		外来化学療法室	<ol style="list-style-type: none"> 1 外来化学療法に関すること。 2 外来化学療法室の管理に関すること。
略					
外来化学療法室	<ol style="list-style-type: none"> 1 外来化学療法に関すること。 2 外来化学療法室の管理に関すること。 				
内視鏡センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 内視鏡による検査及び治療に関すること。 2 内視鏡センターの管理に関すること。 3 その他内視鏡による検査及び治療に必要な事項に関すること。 				
健診センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 人間ドック、脳ドック及びがん検診に関すること。 2 健康相談及び健康教育に関すること。 3 健診センターの管理に関すること。 4 その他人間ドックに必要な事項に関すること。 				
シミュレーションセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 県東部圏域の医療機関に勤務する医療従事者の臨床に関する技術の向上に関すること。 2 シミュレーションセンターの管理に関すること。 3 臨床に関する技術の向上に係る研修に関すること。 				

(職制)
第8条 略

略					
がんセンター (鳥取県立厚生病院)	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外来化学療法室</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 外来化学療法に関すること。 2 外来化学療法室の管理に関すること。 </td> </tr> </table>	略		外来化学療法室	<ol style="list-style-type: none"> 1 外来化学療法に関すること。 2 外来化学療法室の管理に関すること。
略					
外来化学療法室	<ol style="list-style-type: none"> 1 外来化学療法に関すること。 2 外来化学療法室の管理に関すること。 				

(職制)
第8条 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、ロボット手術センター、高次救急集中治療センター、周産期母子センター、医療福祉相談センター、患者支援・地域連携センター、がん相談支援センター、入退院サポートセンター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター、がんセンター、内視鏡センター、健診センター及びシミュレーションセンターに副センター長を置くことができる。

6・7 略

2～4 略

5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全対策室、感染防止対策室、医療情報管理室、職員支援室、血液浄化室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室及び新生児集中治療室に副室長を、手術センター、高次救急集中治療センター、周産期母子センター、医療福祉相談センター、患者支援・地域連携センター、がん相談支援センター、入退院サポートセンター、臨床研修センター、臨床研修・教育センター、糖尿病教育センター、脳卒中センター、心臓病センター及びがんセンターに副センター長を置くことができる。

6・7 略

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(給料表)			(給料表)		
第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。			第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。		
種類		適用範囲	種類		適用範囲
略			略		
医療職給料表(別表第2)	医療職給料表(1)	院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、センター長(手術センター長及び周産期母子センター長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、室長(血液浄化室長、新生児集中治療室長、画像診断室長及び放射線治療室長に限る。)、 <u>医長、副医長</u> 、医	医療職給料表(別表第2)	医療職給料表(1)	院長、副院長(医師の職務に従事する職員に限る。)、局長(医療局長に限る。)、センター長(手術センター長及び周産期母子センター長に限る。)、副局長(医療局の副局長に限る。)、部長(医療局の部長に限る。)、 <u>医長、副医長</u> 、室長(血液浄化室長、新生児集中治療室長、 <u>内視鏡室長</u> 、画像診断室長及び放射線治療室長に限

		師及び歯科医師				る。) 、医師及び歯科医師
	略				略	
略				略		
2～5	略			2～5	略	

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

鳥取県病院局管理規程第3号

鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局に勤務する職員の職の設置に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、<u>公認心理主任</u>、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、<u>公認心理師</u>、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、運行管理主任、物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>院長、理事監、副院長、局長、副局長、部長、センター長、副センター長、医長、副医長、看護師長、副部長、室長、副室長、副看護師長、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、看護主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、課長、参事、課長補佐、主幹、係長、副主幹、機械技師、電気技師、臨床検査技師、医師、歯科医師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、看護師、准看護師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師、主事、医療ソーシャルワーカー、診療情報管理士、企業出納員、現金取扱員、運行管理主任、物流管理主任、メッセンジャー長、ボイラ技士長、調理師長、副調理師長、現業主事、自動車整備士、運転士、交換手、ボイラ技士、調理師、調理員及び医療助手</p>

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">適用範囲</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">行政職給料表（別</td> <td style="text-align: center;">他の給料表の適用を受け</td> </tr> </table>	種類	適用範囲	行政職給料表（別	他の給料表の適用を受け	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">適用範囲</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">行政職給料表（別</td> <td style="text-align: center;">他の給料表の適用を受け</td> </tr> </table>	種類	適用範囲	行政職給料表（別	他の給料表の適用を受け
種類	適用範囲								
行政職給料表（別	他の給料表の適用を受け								
種類	適用範囲								
行政職給料表（別	他の給料表の適用を受け								

表第1)		ない <u>全ての</u> 職員
医療職 給料表 (別表 第2)	略	局長（医療技術局長に限る。）、副局長（医療技術局の副局長に限る。）、参事（医療技術局の参事に限る。）、部長（薬剤部長に限る。）、室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）、副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。）、主幹（医療技術局の主幹に限る。）、副主幹（医療技術局の副主幹に限る。）、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、 <u>公認心理主任</u> 、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、 <u>公認心理師</u> 、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師
	略	
略		

2～5 略

（高齢者部分休業）

第22条の4 条例第22条第2項第3号の企業管理規程で定める休業は、50歳以上の職員が、その定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが公務の運営に支障がないと認められる場合における休業とする。

別表第5（第3条、第4条関係）

表第1)		ない <u>すべての</u> 職員
医療職 給料表 (別表 第2)	略	局長（医療技術局長に限る。）、副局長（医療技術局の副局長に限る。）、参事（医療技術局の参事に限る。）、部長（薬剤部長に限る。）、室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）、副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。）、主幹（医療技術局の主幹に限る。）、副主幹（医療技術局の副主幹に限る。）、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師
	略	
略		

2～5 略

（高齢者部分休業）

第22条の4 条例第22条第2項第3号の企業管理規程で定める休業は、55歳以上の職員が、その定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことが公務の運営に支障がないと認められる場合における休業とする。

別表第5（第3条、第4条関係）

<p>ア 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1 薬剤師、<u>臨床心理士又は公認心理師</u>の職務 2 略</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、<u>臨床心理主任、公認心理主任</u>、臨床工学主任、管理栄養主任、<u>歯科衛生主任又は診療放射線主任</u>の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 略</p>	職務の級	職務	略		2級	1 薬剤師、 <u>臨床心理士又は公認心理師</u> の職務 2 略	3級	臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、 <u>臨床心理主任、公認心理主任</u> 、臨床工学主任、管理栄養主任、 <u>歯科衛生主任又は診療放射線主任</u> の職務	略		<p>ア 略</p> <p>イ 医療職給料表(2)級別職務分類表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>1 薬剤師及び<u>臨床心理士</u>の職務 2 略</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床心理主任、臨床工学主任、管理栄養主任、<u>歯科衛生主任又は診療放射線主任</u>の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 略</p>	職務の級	職務	略		2級	1 薬剤師及び <u>臨床心理士</u> の職務 2 略	3級	臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床心理主任、臨床工学主任、管理栄養主任、 <u>歯科衛生主任又は診療放射線主任</u> の職務	略	
職務の級	職務																				
略																					
2級	1 薬剤師、 <u>臨床心理士又は公認心理師</u> の職務 2 略																				
3級	臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、 <u>臨床心理主任、公認心理主任</u> 、臨床工学主任、管理栄養主任、 <u>歯科衛生主任又は診療放射線主任</u> の職務																				
略																					
職務の級	職務																				
略																					
2級	1 薬剤師及び <u>臨床心理士</u> の職務 2 略																				
3級	臨床検査主任、薬剤主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床心理主任、臨床工学主任、管理栄養主任、 <u>歯科衛生主任又は診療放射線主任</u> の職務																				
略																					

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

鳥取県病院局管理規程第4号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(修繕引当金の計上方法)</p> <p>第61条の7 修繕引当金は、<u>所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が行われなかった場合において、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるもの</u>に限り、計上するものとする。</p>	<p>(修繕引当金の計上方法)</p> <p>第61条の7 修繕引当金は、<u>当該事業年度以前に発生した有形固定資産の損傷に対して、修繕の必要性が翌事業年度において確実に見込まれる場合</u>に限り、計上するものとする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程（平成19年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

鳥取県議会議長 福 田 俊 史

第1条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿泊費基準額等)</p> <p>第9条 条例第19条に規定する議長が定める額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第9条に規定する宿泊費の額のうち政令第1条第2項第2号に規定する指定職職員等に適用される額とする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第10条 条例第21条第1項に規定する議長が定める1夜当たりの定額は、<u>政令第11条に規定する宿泊手当の額とする。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、支出担当職員等に次の表の左欄に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を記載した書類及び別表第3に定める添付書類の提出（当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき事項を議長が認める方法により提供することを含む。以下この項において「必要書類の提出」という。）をしなければならない。この場合において、必要書類の提出の全部又は一部をしなかった者は、その請求に係る旅費額のうち必要書類の提出をしなかったため旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>2～4 略</p>	<p>(宿泊費基準額等)</p> <p>第9条 条例第19条に規定する議長が定める額は、<u>別表第3のとおりとする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第10条 条例第21条第1項に規定する議長が定める1夜当たりの定額は、<u>別表第4のとおりとする。</u></p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、支出担当職員等に次の表の左欄に掲げる旅費の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項を記載した書類及び別表第5に定める添付書類の提出（当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべき事項を議長が認める方法により提供することを含む。以下この項において「必要書類の提出」という。）をしなければならない。この場合において、必要書類の提出の全部又は一部をしなかった者は、その請求に係る旅費額のうち必要書類の提出をしなかったため旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>2～4 略</p>

第2条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4を削り、別表第5を別表第3とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程（以下この項において「新規程」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に議長が旅行命令（鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号。以下「条例」という。）第11条第1項に規定する旅行命令をいう。以下同じ。）を発する旅行について適用し、施行日前に議長が旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に議長が旅行命令を発し、かつ、施行日以後に条例第11条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に条例第10条第3項及び第4項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会個人情報保護条例施行規程（令和5年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

鳥取県議会議長 福 田 俊 史

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) 略 (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u> (17) 略	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) 略 (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u> (17) 略

附 則

この告示は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。